

会員規約（定額リボルビング）

本規約をよくお読みいただき、ご理解のうえ契約を締結してください。

第1条（会員）

会員とは、本規約を承認のうえ、ダイレクトワン株式会社（以下「当社」という）に当社所定の申込書にて入会を申込み（電磁的方法による申込みを含む）、当社が申込みを審査のうえ承諾（電磁的方法による承諾を含む）した方（以下「お客さま」という）をいいます。

第2条（契約の成立）

本規約にもとづく契約は、申込みを当社が所定の審査を行ない承諾したときに成立します。契約が成立したとき、当社は、「事前契約内容説明書ならびに定額リボルビング契約証書（以下「契約内容確認書」）」を交付します。

第3条（極度額・利用限度額）

1. 極度額は、お客さまが希望した極度額の範囲内で当社が決定し、お客さまに契約内容確認書でご通知します。
2. 利用限度額は、当社が決定した極度額の範囲内で当社が決定し、お客さまは、その範囲内で繰返し借入れができます。
3. 貸付けの停止ならびに利用限度額の減額
 - (1) 当社は、お客さまが本規約に違反をしたとき、または債務不履行があったときは、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止することができます。
 - (2) 当社が債権保全上必要と判断したときには、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止することができます。
 - (3) 当社は、お客さまが法令以上の借入れとなったときには、お客さまの承諾を得ることなく、利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止することができます。
 - (4) 当社は、(1)から(3)により利用限度額を減額またはあらたな貸付けを停止した後、当該事由が解消されたことが認められたときには、当社の判断により、利用限度額を当初の利用限度額の範囲内で増額することができ、あらたな貸付けの停止の解除をすることができます。
 - (5) 当社は、お客さまが満70歳となられたとき、あらたな借入れを中止します。お客さまは、以後、あらたな借入れはできません。ただし、お客さまより申出があり、当社が所定の審査を行ない承諾したときは、この限りではありません。

第4条（有効期限・契約の終了）

1. 本契約の有効期限は、本契約締結日から5年間とします。
2. 契約満了日までに双方から何ら申出がないときは、引き続き5年間自動更新し、以後も同様とします。ただし、お客さまが、本契約にもとづく債務を完済した日から3年を経過するまでにあらたな借入れをしなかったときは、3年を経過した日の属

する月の末日をもって契約は終了となります。

3. 本契約にもとづく債務を完済したときは、お客さまは、契約の有効期限内においても、当社に申出ることにより、契約を終了することができます。
4. (1) 第20条(1)から(6)、(8)、(10)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき、当社は、契約期間中であっても契約を終了できます。
(2) 第20条(7)、(9)の規定により、当社に対する債務について期限の利益を喪失したとき、当社がお客さまに対し何ら通知することなく契約期間中であっても契約は終了となります。
5. 第21条3項の規定により、お客さまとのすべての契約を解除したときは、当社がお客さまに対し何ら通知することなく契約は終了となります。
6. 当社からの申出により、契約の更新がなされないときでも契約満了日時点で本契約にもとづく債務が存在する限り、お客さまは、当該債務の返済を本契約条項にもとづく内容にて支払わなければなりません。

第5条（借入利率・遅延損害金：利息の計算方法）

1. 借入利率（遅延損害金利率）は、当社所定の利率を適用し、契約内容確認書で通知します。
2. 利息の計算方法は次のとおりとします。
$$\text{融資残高} \times \text{借入利率（遅延損害金利率）} \div 365 \text{日（うるう年は366日）} \times \text{利用日数（遅延日数）}$$

なお、利用日数とは、借入日の翌日からのことをいい、遅延日数とは、返済期日の翌日からのことをいいます。

第6条（借入方法・借入場所）

借入方法、借入場所は次のいずれかとします。

- (1) 当社の店頭窓口にて借入れ
- (2) A T Mにて借入れ
- (3) 店頭窓口ならびにテレホンセンターに電話または当社ホームページに申込み、あらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座への振込みによる借入れ
なお、振込名義人は「ダイレクトワン株式会社」とします。

テレホンセンター 0120-30-2525

第7条（利用明細書の交付）

お客さまが次のいずれかの方法により借入れたとき、お客さまがあらかじめ指定した送付先に利用明細書を交付します。

- (1) 振込みにて借入れたとき
- (2) A T Mにて借入れされ、その場で利用明細書を交付できないとき
- (3) お客さまに郵送した利用明細書が当社に返送された場合、当社は通常到達すべき

ときに、お客さまに到達したものとみなします。ただし、後にお客さまから請求があったときは、遅滞なく利用明細書を再交付します。

(4) 利用明細書に記載する返済期間、返済回数、支払期日または約定返済額は、借入れその他の事由により変動する場合があります。

第8条（返済）

お客さまは、本規約にもとづき借入金を返済します。

第9条（返済期日）

返済期日は、お客さまが希望し、当社が承諾した期日とし、契約内容確認書にてお客さまに通知します。

第10条（約定返済額）

返済方式は、「定額リボルビング方式」とします。約定返済額は、融資残高に応じて、下記のとおりとします。ただし、この場合の融資残高とは、従前の融資残高とあらたな借入金額を合計した金額とします。

- (1) 融資残高10万円以下、約定返済額4,000円以上
- (2) 融資残高10万円超20万円以下、約定返済額8,000円以上
- (3) 融資残高20万円超40万円以下、約定返済額12,000円以上
- (4) 融資残高40万円超50万円以下、約定返済額15,000円以上

なお、以後は、融資残高が10万円増すごとに3,000円を追加した金額以上を約定返済額とします。

第11条（任意増額返済）

第10条の約定返済額は最低返済額とし、約定返済額以上の返済は、お客さまの任意とします。

第12条（返済期日前の返済）

お客さまは、返済期日の前であっても元本の一部または全部を返済することができます。ただし、返済日までの利息の返済が必要です。

第13条（費用・手数料の負担金）

1. ATMの利用に係る手数料

当社は、法令の範囲内でATM手数料を徴収することができます。この場合には、当社は、お客さまに対して、当社所定の方法によりATM手数料の内容ならびに金額を通知し、お客さまは、ATM手数料を支払います。

ATM手数料の金額は、取引金額が1万円以下のときは100円（税別）、1万円を超えるときは200円（税別）とします。

2. カードの再発行手数料

3. その他当社が定める費用または手数料

第14条（返済額の充当順位）

返済額は次の順位で充当します。

- ① 費用ならびに手数料 ② 遅延損害金 ③ 利息 ④ 元金

なお、費用ならびに手数料とはカード再発行手数料、A T M手数料のことをいいます。

第15条（返済回数）

返済回数は、契約内容確認書にてお客さまに通知します。

第16条（最終返済日）

最終返済日は、契約内容確認書にてお客さまに通知します。

第17条（返済方法・返済場所）

1. 返済方法ならびに返済場所は次のいずれかとします。
 - (1) 当社の店頭窓口にて返済
 - (2) A T Mにて返済
 - (3) あらかじめ定められた当社名義の金融機関口座に振込みにて返済
 - (4) 当社にあらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座からの口座振替により返済
 - (5) その他、当社が認めた返済方法ならびに返済場所による返済
2. 当社が相当と認める事由がある場合、当社は、前項（4）の口座振替を停止することができます。ただし、口座振替を停止したときであっても、口座振替を停止する事由の消滅その他の事情により当社が相当と認めたとき、当社は口座振替を再開することができます。
3. 第1項（4）の口座振替ができなかった、または第2項により当社が口座振替を停止したときは、お客さまは、第1項の（1）から（3）、（5）のいずれかにより返済します。

第18条（受取証書の交付）

1. 当社は、返済を受けたときに受取証書を交付します。お客さまが次のいずれかの方法により返済をしたとき（（1）または（2）の返済をされたときは、お客さまからの申出があったときに限ります）には、当社は、お客さまがあらかじめ指定した送付先に受取証書を郵送する方法で交付します。
 - (1) あらかじめ定められた当社名義の金融機関口座に振込みにて返済したとき
 - (2) 当社にあらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座からの口座振替により返済したとき
 - (3) A T Mにて返済され、その場で受取証書を交付できないとき
2. お客さまに郵送した受取証書が当社に返送された場合、当社は、通常到達すべきときにお客さまに到達したものとみなします。ただし、後にお客さまから請求があったときは、遅滞なく受取証書を再交付します。

第19条（届出事項の変更届）

お客さまは、氏名、住所および勤務先等の当社に届出た事項（以下「届出事項」という）に変更があったときは、その都度、速やかに当社所定の変更届により届出します。お客さまが届出事項の変更を届出なかったために、当社からの通知、連絡等が延着したとき、ま

たは到達しなかったとき、当社は、通常到達すべきときに、お客さまに到達したものとみなします。

第20条（期限の利益の喪失）

お客さまが次のいずれかに該当するときには、当社からの通知、催告がなくても当然に当社に対する債務についての期限の利益を失い、残債務全額をただちに支払います。

- （1）当社に差入れた書面に虚偽の記載があったとき、または収入ならびに支出等について虚偽の申告があったとき
- （2）住所ならびに勤務先等の変更の届出を怠るなど、お客さまの責めに帰すべき事由によって当社にお客さまの所在が不明になったとき
- （3）お客さまの当社に対する債務（本規約にもとづく債務であるかを問いません）のうち、一つでも期限内に支払わなかったとき
- （4）支払停止または支払不能の状態となったとき
- （5）自ら振出した手形ならびに小切手が不渡になったとき、または一般の支払が停止となったとき
- （6）差押、仮差押および仮処分の申立または滞納処分を受けたとき
- （7）破産申立または民事再生、特別清算、会社更生手続開始の申立があったとき
- （8）強制執行を受けたとき
- （9）暴力団、暴力団関係企業、総会屋およびその他反社会的勢力であることが判明したとき
- （10）第22条の規定に反してカードを取扱ったとき

第21条（反社会的勢力の排除）

1. お客さまは、現在、次の各号いずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
 - （1）暴力団
 - （2）暴力団員
 - （3）暴力団準構成員
 - （4）暴力団関係企業
 - （5）総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力団等
 - （6）その他、前各号に準ずる者
2. お客さまは、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用をき損し、または当社の業務を妨害する行為

- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3. お客さまが次の各号のいずれかに該当するときは、当社は、お客さまに対し何ら通知することなくお客さまとのすべての契約をただちに解除できます。
 - (1) 第1項に該当するとき
 - (2) 第2項の行為を行なったとき
- 4. 前項(1)または(2)によりお客さまとの契約を解除したとき、当社は、お客さまに対し一切の損害賠償責任を負いません。

第22条(カード発行・カード取扱い)

お客さまが、カードの発行を受けるときは、本条に従って取扱います。

- (1) 当社は、お客さまにカードを発行します。なお、発行されたカードの所有権は当社に属します。
- (2) お客さまは、カードを本規約による取引に使用できます。
- (3) お客さまは、所定の方法により暗証番号を登録します。
- (4) カードの紛失、盗難および暗証番号の漏洩その他の事由により、カードが他人に利用されたときの損害は、すべてお客さまの負担となります。
- (5) カードは、お客さま本人以外、使用することはできません。また、他人に譲渡または貸与ならびに質入れその他担保として提供することはできません。
- (6) カードの紛失、盗難、き損および滅失等があったときは、お客さまは、ただちに当社に届出するものとします。当社は、カードの使用を停止します。
- (7) 当社は、原則としてカードの再発行はしません。ただし、お客さまがカードの紛失、盗難、き損および滅失等の理由により、再発行を希望し、当社が相当と認めるとき、当社は、カードを再発行します。
- (8) お客さまが本規約に違反したとき、またはその他当社が相当と認める事由があるとき、当社は、カードの使用を停止することができます。
- (9) 完済後、3年を経過したときは、カードを使用することができません。店頭窓口へお問合せください。

第23条(勧誘・営業案内)

お客さまは、当社がお客さまに対して、貸付けの契約に関する勧誘ならびに営業案内を行なうことに承諾します。勧誘ならびに営業案内の方法は次のとおりとします。

- (1) お客さまが届出た電話番号に対する電話
- (2) お客さまが届出た住所に対する送付
- (3) お客さまが届出たメールアドレスに対するメール送信

第24条(住民票等の取寄せ)

お客さまは、当社が居住地確認または債権保全等のために必要と認めるときは、当社がお客さまの住民票ならびに戸籍の附票等を取寄せることを承諾します。

第25条(債権の譲渡)

お客さまは、当社の都合により、本規約にもとづく債権を他の金融機関に譲渡することに承諾します。

第26条（債権の担保差入）

お客さまは、当社の都合により、本規約にもとづく債権を担保として差入れることがあることを承諾します。

第27条（会員規約の変更）

1. 当社が本規約を変更したとき、当社は、変更内容をお客さまに通知または当社が相当と認める方法により公告します。
2. 本規約の変更内容に関する通知または公告がされた後、60日が経過したことをもって当社は、お客さまがその変更内容に承認したものとみなします。

第28条（準拠法）

お客さまと当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第29条（合意管轄裁判所）

お客さまは、本規約にもとづく契約について、訴訟の必要が生じたときは、管轄裁判所を当社の本社または営業所所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所とすることに合意します。

第30条（預り金の返却）

融資残高以上の返済をされたときは、預り金の発生の連絡をしますが、発生日より1ヶ月間は当社で保管し、1ヶ月間経過後は、お客さまがあらかじめ届出のお客さま名義の金融機関口座への振込みによる方法にて返却します。

なお、そのときの振込手数料は、お客さま負担とし、振込人名は「ダイレクトワン株式会社」とします。

第31条（貸金業務に関する指定紛争解決機関）

当社が契約する貸金業務に係る指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は、以下のとおりです。

名 称 「日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター」
所在地 〒108-0074 東京都港区高輪3-19-15
電話番号 03-5739-3861
詳細につきましては、日本貸金業協会ホームページをご覧ください。
【日本貸金業協会ホームページ】 http://www.j-fsa.or.jp

個人情報取扱いの同意条項

第1条 本申込みに係る個人情報の信用情報機関への使用、提供、登録についての同意内容は以下のとおりです。

1. 個人情報の使用

ダイレクトワン株式会社（以下「当社」という）が加盟する信用情報機関（以下「加盟先機関」という）ならびに加盟先機関と提携する信用情報機関（以下「提携先機関」という）にお客さまならびにその配偶者の個人情報が登録されているときには、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

2. 申込情報の加盟先への提供

当社は、お客さまに係る本申込みにもとづく個人情報（本人を特定する情報（氏名、生年月日、電話番号および運転免許証等の記号番号等）ならびに本契約に関わる申込みをした事実の情報（以下「申込情報」という）を加盟先機関へ提供します。

3. 申込情報の登録

加盟先機関は、当該申込情報を照会日から以下の期間登録します。

加盟先機関：株式会社日本信用情報機構

（照会日から6ヶ月以内）

加盟先機関：株式会社シー・アイ・シー

（当社が信用情報機関に照会した日から6ヶ月間）

4. 申込情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該申込情報を加盟会員ならびに提携先機関の加盟会員に提供します。加盟先機関ならびに提携先機関の加盟会員は、当該申込情報を返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

第2条 本契約に係る個人情報の信用情報機関への使用、提供、登録についての同意内容は以下のとおりです。

1. 個人情報の信用情報機関への提供

当社は、お客さまに係る本契約にもとづく個人信用情報（本人を特定するための情報（氏名、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、商品名、保証額等）、返済に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞等）、および取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）を加盟先機関に提供します。

2. 個人情報の登録

当社が加盟する加盟先機関は、お客さまの個人情報を以下の期間登録します。

<株式会社日本信用情報機構>

本人を特定するための情報：

契約内容、返済状況または取引事実に関する情報のいずれかが登録されている期間

契約内容、返済状況に関する情報：

契約継続中および契約終了後5年以内

取引事実に関する情報：

契約継続中および契約終了後5年以内

ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内

<株式会社シー・アイ・シー>

本契約に係る客観的な取引事実：

契約継続中および契約終了後5年以内

債務の支払いを延滞した事実：

契約期間中および契約終了後5年間

3. 個人情報の他会員への提供

加盟先機関は、当該個人情報を加盟会員ならびに提携先機関の加盟会員に提供します。

加盟先機関の加盟会員ならびに提携先機関の加盟会員は当該個人情報を返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

4. 個人情報の使用

当社は、加盟先機関ならびに提携先機関にお客さまならびにその配偶者の個人情報が登録されているときには、本契約継続中において、当該個人情報の提供を受け、返済または支払能力を調査する目的のみに使用します。

5. 開示の手続き

お客さまは、加盟先機関に登録されている個人情報に係る開示請求または当該個人情報に誤りがあるときの訂正、削除等の申立を加盟先機関が定める手続きによって行うことができます。

第3条 当社が加盟する加盟先機関ならびに提携先機関

当社が加盟する加盟先機関は、以下のとおりです。

<株式会社日本信用情報機構>（貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1

TEL：0570-055-955

HPアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

※(株)日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

<株式会社シー・アイ・シー>（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）

〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7

新宿ファーストウエスト15階

TEL：0120-810-414

HPアドレス：<http://www.cic.co.jp/>

※(株)シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

当社が加盟する加盟先機関の提携先機関は以下のとおりです。

<全国銀行個人信用情報センター>

〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL：03-3214-5020

HPアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社のホームページをご覧ください。

第4条 個人情報の使用の目的について

当社は、お客さまの個人情報について、以下の使用目的の範囲内で適正に使用いたします。

- (1) 本人確認ならびに現在および将来における当社の与信判断のため
- (2) 当社の与信ならびに与信後の権利の保存、管理、変更および権利行使のため
- (3) 与信後の権利に関する債権譲渡の処分ならびに担保の差入れその他の取引のため
- (4) お客さまとの取引ならびに交渉経過その他の事実に関する記録保存のため
- (5) 当社または関連会社において経営上ならびに業務上必要な各種リスクの把握および管理のため
- (6) 当社または当社の関連会社のローン、クレジットカード等の金融商品ならびにサービス等をお客さまにご案内するため
- (7) 当社または当社の関連会社が、現在または将来的に取扱うローン投資信託、保険、共済、株式、債券等販売、デリバティブ取引、商品ファンド、オプション取引、クレジットカード等の金融商品およびサービスの広告および宣伝物の送付、送信（電子メールを含む）等のため
- (8) 当社内部における市場の調査分析、金融商品およびサービス等の研究開発のため

第5条 個人情報の第三者への提供について

当社は、以下の範囲で個人データを第三者に提供することがあります。

- (1) 提供する第三者の範囲
当社の関連会社
- (2) 第三者に提供する情報の内容
お客さまの申込みならびに契約に係る個人情報

(申込み、契約内容に関する情報(申込日、契約日、申込商品、契約商品))

お客様の本人特定情報

(氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先名、勤務先住所等)

お客様の与信に関する情報

(収入、支出、資産、負債、職歴等)

お客様の取引ならびに交渉履歴の情報

(貸付日、貸付金額、残高金額、延滞等の取引および交渉経過等)

お客様の確認書類の情報

(本人確認書類に記載された本人確認情報)

お客様の与信情報

(当社の与信評価情報)

(3) 使用する者の使用目的

第4条に記載の各目的(このときにおいて上記目的中「当社」とあるのは、「提供する第三者」と読み替えます)

(4) 当社は、お客様の本人確認、相続確認、所在確認等のため、お客様の住民票、戸籍の附票、登記事項証明等を申請するに際し、(2)の記載の個人情報を市町村長または登記官に提供します。

【お問合せ、ご相談窓口】

ダイレクトワン株式会社 お客様相談センター

0120-15-2525

お電話承り時間：月～金曜日9：00～18：00(祝日を除く)

HPホームページ：<http://www.directone.co.jp>